

お知らせ

制度・業務

教育 市奨学金貸付の申請期限は3月末まで

経済的理由で高校・大学等への就学が困難な人に学費の一部貸付制度を設けています。

※借家・持家別の所得制限があります。

対象 市内に居住の上で住民票を有し、学校教育法に規定する学校に進学または就学中の本人（保護者ではありません）

必要書類

- ▷普通奨学金貸付申請書(市ホームページにも掲載)
- ▷合格通知書
- ▷住民票(世帯全員・全部事項記載分)
- ▷令和4年度(令和3年分)所得証明書(世帯員で扶養に入っていない18歳以上の人全員分)
- ▷世帯が保護者名義の借家(賃貸)に居住の場合、賃貸契約書や家賃決定通知書(府営住宅)等、所在地、貸主、借主、家賃の記載がある書類の写し
- ※借家証明の提出がない場合は持ち家で審査します。
- ▷ひとり親家庭の世帯は、それが分かる書類の写し(ひとり親家庭医療証や児童扶養手当証書等)

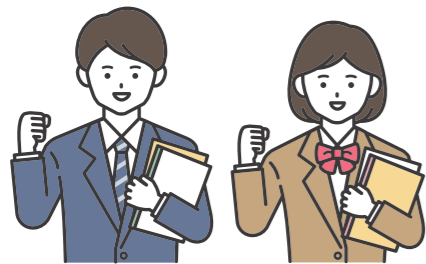
貸付額

- ▷高校・高専・支援学校高等部:在学中年間4万円(特別貸付6万円)
- ▷大学・短大:在学中年間6万円(特別貸付9万円)
- ※特別貸付は、令和5年度に高校・大学等に進学する人が申請できます。

返還 在籍学校卒業後、奨学生自身による償還(高校生等は月5,000円、大学生等は月1万5,000円程度)

※奨学生が卒業後さらに進学する場合、その在籍期間中は返還猶予となります。別途申請・証明が必要です。

申込・☎学務保健課 ☎810-8011



福祉 重度障がい者医療助成

対象 次のいずれかに該当する人

- ①身体障がい者手帳1・2級を持っている
- ②療育手帳Aを持っている
- ③療育手帳B1を持っており、身体障がい者手帳3～6級を持っている
- ④精神障がい者保健福祉手帳1級を持っている
- ⑤難病等の受給者証を持っており、障がい年金(または特別児童扶養手当)1級に該当する

※所得制限があります。助成開始は申請月から。

☎障がい福祉課 ☎893-6400

子育て 児童手当の定例払い

2/15(水)に令和4年10月～5年1月分を支給します。定例払いは、すでに申請(現況届を含む)を済ませ、支給認定された人に支払います。未申請・書類不備等の人には支払いができませんので、心当たりがある場合はお問い合わせください。

児童手当に関するお願い

次に該当する場合は、必ず届け出をしてください。

- ▷出生等で子どもが増えたとき(出生日の翌日から15日以内)
- ▷転入したとき(転入日の翌日から15日以内)
- ▷転出したとき
- ▷公務員になったとき、公務員でなくなったとき
- ▷子どもの監護・生計関係がなくなったとき
- ▷生計中心者が変更になったとき
- ▷その他、支給要件に該当しなくなったとき

☎子育て支援課 ☎893-6406

子育て おりひめ出産・子育て応援事業の開始

国の「出産・子育て応援交付金」を活用して2月から、おりひめ出産・子育て応援事業(伴走型相談支援および出産・子育て応援交付金事業)を開始します。妊婦や低年齢期の子育て家庭に寄り添い、面接や訪問による相談支援と併せて、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用等にかかる負担軽減を図る経済的支援を実施します。

対象 令和4年4/1以降に生まれた子どもの養育者および妊娠届を提出した人。

支給額 10万円相当(妊婦1人につき5万円、子ども1人につき5万円)

※申請方法等の詳細は個別案内およびホームページ等でお知らせします。

☎健康増進課 ☎893-6405



新型コロナウイルス対策のため、催し等の開催を中止・延期する可能性があります。また、催し等に参加する場合も、事前検温、マスク着用、身体的距離確保等の配慮をお願いします。

申請 マイナンバーカード土・日曜日受付・交付

交付通知書や有効期限通知書を持ち、平日来庁できない人は、手続きにお越しく下さい。また、申請時来庁方式による受け付けも行っていますので、必要な持ち物を確認の上、ご利用ください。

日時 2/4(土)・12(日)・18(土)・26(日)
9:00～14:00 ※予約優先制。

予約サイト

<https://tmnc.task-asp.net/cu/272302/mnr/>

予約電話 ☎0570-048978

(平日9:00～17:30)



場所 市役所本館1階 市民課

※必ず本人がお越しく下さい。

※2月から、電子証明書の更新手続きも申請予約のページから予約できるようになります。
※詳細はホームページまたはお問い合わせください。

☎市民課 ☎892-0121

税・保険・年金

税 「税についての作文」入賞者が決定

税務署と納税貯蓄組合で募集した中学生の「税についての作文」に、交野・枚方・寝屋川から多数の作品が寄せられ、交野市長賞には、田中陽輝さん(関西創価中3年)の作品が選ばれました。

その他の市内の受賞者

近畿納税貯蓄組合総連合会会長賞

錦邊さくらさん(四中3年)

納税貯蓄組合大阪府総連合会会長賞

齋藤心明さん(四中3年)

橋本悠汰さん(二中3年)

枚方税務署長賞

河嶋暁雅さん(関西創価中1年)

枚方納税貯蓄組合連合会会長賞

数谷柚芽さん(四中3年)

☎枚方税務署 ☎844-9521

保険 後期高齢者医療高額医療・高額介護合算制度

この制度は、世帯内の後期高齢者医療制度の加入者全員が、対象期間(令和3年8/1～4年7/31)に支払った医療保険と介護保険の自己負担額(高額療養費や高額介護サービス費を受給した後の金額)を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給するものです。

対象者には、お知らせと支給申請書を郵送しますので、必要事項を記入の上、同封の封筒で返送してください。

なお、お知らせが届かなくても、交野市から直接市外の介護保険施設等に住民票を異動した人や、対象期間中に住所の変更があった人、医療保険が後期高齢者医療保険に変更になった人等は、申請により支給される場合があります。詳細はお問い合わせください。

☎大阪府後期高齢者医療広域連合給付課

☎06-4790-2031

税 税の障がい者控除

要介護・要支援認定者で、身体障がい者手帳や療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳等の交付を受けていない人でも、同等の障がいがあると認定された場合は、所得税や住民税の障がい者控除の対象となることがあります。

次のいずれかに該当し、この控除を受けようと思う人は、まず認定が受けられるかどうかご相談ください。

- ▷常に寝たきりの状態の人
- ▷精神上の障がいで日常生活に支障をきたすような症状・行動があり、意思疎通が困難で介護が必要な人
- ▷大阪府障がい者自立相談支援センター等の知的障がい者(軽度・中度・重度)判定に準ずる人
- ▷身体障がい者手帳人(1～6級)の障がいに準ずる人

☎高齢介護課 ☎893-6400